

## 『初期消火で使用した消火器の補助事業について』

一般社団法人北海道消防設備協会苫小牧・室蘭支部では、社会貢献事業の一環として、善意により初期消火を行った住民の方が使用した消火器の補助事業を始めました。

登別市消防本部では、初期消火活動の推進と善意により使用された消火器の所有者の負担軽減の観点から、この事業の推進に協力しています。

### ○ 補助事業の概要について

この事業は、登別市内で発生した火災で、近隣住民の方などが善意により初期消火を行うために使用した消火器について、無償で消火薬剤の詰替えや消火器の交換を行なうものです。

(例)

- 近所のゴミステーションで発生した火災を、自宅の消火器を使って初期消火を行った。
- 隣の住宅で発生した火災を消火するために、自宅の消火器を使用した。

### ○ 補助の対象外について

次の場合などは補助の対象となりません。

- 応急消火義務者（火災を発生させた方、火災が発生した建物の所有者など）が所有または管理する消火器
- 火災が発生した建物に法令等の規定により設置が必要とされる消火器
- エアゾール式の簡易消火具等

### ○ 申請方法等について

補助の対象となる消火器を所有されている方に消防職員が直接ご案内しますので、お渡しする申請書に必要事項を記入して、一般社団法人北海道消防設備協会苫小牧・室蘭支部にお申込み下さい。

# 消火器補助事業のイメージ

① 初期消火



② 事実確認・補助事業制度のご案内



④ 交換または消火薬剤の詰替え



③ ご本人による申し込み

